

令和 7 年 7 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 7 年 7 月 7 日(月) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 50 分

場 所 市役所 4 階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 14 名

(2)農業委員会委員の出席 11 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 南河 武 藤原 定嗣 町谷 敏一 石垣 一郎

射手矢 豊光 勝間 富士男 戸野 武彦 川野 博信 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 3 名

家次 幸雄 丹治 正美 南 昇一

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 6 名

阪本 寿和 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 1 名

野出 良之

3 議事説明員

局長 新谷 洋史 次長 服部 一也 係長 井上 亮 主任 高橋 吉郎 係員 尾峪 大友

4 議案

報告 第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

報告 第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について

報告 第 13 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について

可決

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請(賃借権設定)について

一部可決

議案 第 8 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請(使用賃借権設定)について

可決

議案 第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について

可決

議 長

先月と違い、議事に地域計画が除外された関係で転用申請もあがってきたため、議案が今回増えています。皆様、審議の程よろしくお願い致します。それでは只今より、7月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員 11 名、推進委員7名中 出席委員 6 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、9番:石垣委員、10番:射手矢委員、のご両名にお願いします。それでは、本日の議事について事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第1 報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第 2 報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第 3 報告第 13 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。
(議案書を朗読し、報告した。)
以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。それでは、日程第 4 議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。それではをお願いします。

事務局

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号 1

所在:日根野 地番:●●●●番●、●●●●番● 登記は田、現況:田、面積は 498 m²、304 m²

譲受人: 貝塚市麻生中●●●番地●● ●● ●●

譲渡人: 岸和田市春木泉町●番●●号●●●号 ●● ●●

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 1.2 ページをご覧ください。

申請農地は、2筆802 m²あり、現在、休耕・草刈済みです。譲受人と譲渡人の関係は親子です。譲渡人は相続で農地を引き継ぎ、現在、遊休農地ですが、管理等は譲受人がしています。取得後、野菜栽培を行う予定です。また譲受人の配偶者の親が阪南市で農家をしており、そのサポートも受けています。申請地から譲受人の通作距離は 7.1km、自動車で 13 分、農作業歴は主に本人が 13 年、本人以外に農業従事者は 1 名、年間農業の従事日数はそれぞれ 100 日です。農機具は耕耘機 2 台、草刈り機2台、噴霧機2台を所有しており、取得後も引き続き、農業経営を行う予定です。

番号 2

所在：長滝●●●●番、●●●●番 登記は畑、現況：畑、面積は 991 m²、991 m²

番号 2 から番号 6 までについては 譲受人：長滝●●●●番地の● ●● ●●

になります。

譲渡人：長滝●●●●番地の● ●● ●●

議案書番号 2 の位置については 別紙議案資料 3.4 ページをご覧ください。

番号 3

所在：長滝●●●●番、●●●●番 登記は畑、現況：畑、面積は 991 m²、991 m²

譲渡人：長滝●●●●番地 ●● ●●

議案書番号 3 の位置については 別紙議案資料 5.6 ページをご覧ください。

番号 4

所在：長滝●●●●番、登記は畑、現況：畑、面積は 991 m²、

譲渡人：長滝●●●●番地の● ●● ●●

議案書番号 4 の位置については 別紙議案資料 7.8 ページをご覧ください。

番号 5

所在：長滝●●●●番、登記は畑、現況：畑、面積は 991 m²、

譲渡人：長滝●●●●番地 ●● ●●

議案書番号 5 の位置については 別紙議案資料 9.10 ページをご覧ください。

番号 6

所在：長滝●●●●番、登記は畑、現況：畑、面積は 991 m²、

譲渡人：豊中市西泉丘●丁目●番●●(●●●) ●● ●●

議案書番号 6 の位置については 別紙議案資料 11.12 ページをご覧ください。

申請農地は、計 7 筆 6,937 m²あり、取得後は水稻・青菜を栽培する予定です。申請農地の状況ですが、番号 2 は水張り、均し中です。番号 3 は保全管理中、番号 4 は休耕中、みかん栽培中です。番号 5、6 は、休耕中です。現在、耕作面積は、7,949 m²を経営しており、水稻、青菜、青ネギを栽培しています。譲受人が現在所有している農地について、事務局が確認したところ、すべて農地として管理しています。

全ての申請地から譲受人の通作距離は 0.4km～0.8km、自動車で 4 分～5 分になります。譲受人の農作業歴は本人 35 年、年間従事日数は 150 日、妻、30 年 年間従事日数 250 日です。また、農業従事者は臨時含めて 4 名です。農機具はトラクター 1 台、コンバイン 1 台、耕耘機 1 台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

以上 6 件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

阪本 委員

番号 2 から 6 についての議案資料の 3 条調査書で、権利取得後の農地面積が、9,931 m²と

8,940 m²のものがああります。今回の申請農地は全部で約6,900 m²あると思います。現在の耕作面積に申請農地の面積を合計すると、14,000 m²を超えと思いますが、最終の数字と合いません。どういう計算をされているのでしょうか。議案ごとに面積を累積しているのであれば理解できます。議案番号ごとに1番ずつ面積を追加して増やしていくと最終、約15,000 m²になると思いますが、累積されていません。

事務局

番号ごとに権利取得面積は計算しています。今回、同じ譲受人で5つ申請が上がっており、申請書が提出されています。申請については番号ごとに譲渡人が違うため、申請者が分けて、それぞれの申請書を提出しております。それに合わせて調査書の合計面積は出しています。番号ごとに許可審議を行うので、それぞれの番号ごとの調査書を作成しています。

阪本委員

それでは、最終の権利取得後の合計は議案資料には出ないのでしょうか。

事務局

今後、誤解もあるようなので、累積した最終の合計面積もわかるように、次回から議案資料も工夫して作成します。

議 長

番号ごとに審議するので、不許可になることもあり、番号ごとに合計の耕作面積を載せています。

阪本委員

わかりました。

議 長

その他に何かございませんか。

ないようですので、適当と認め、許可することに決定いたします。続いて、日程第5 議案第6号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について を議題といたします。では、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について 2件、ご説明させていただきます。

番号1

物件の表示 泉佐野市南中安松●●●●－● 地目は畑、現況:畑 1筆です。
転用面積は 469㎡です。申請人は泉佐野市岡本●丁目●番●号 ●● ●●●
議案書番号1の位置については 別紙議案資料13.14ページをあわせてご覧ください。

転用目的は露天駐車場です。農地区分は〔農地法施行規則第44条第2号〕の規定によりまして、道路、鉄道、河川等、恒久的な施設に区画された区域の面積に占める宅地面積が40%を超えることから第3種農地と判断されます。

申請地は、南海羽倉崎駅から東南東900mにあります。

申請人は、泉佐野市立●●小学校からの要望を受け、露天駐車場を整備するものです。

学校からの要望とは、現在使用している駐車場は、時間帯通行規制区域のある道路を通過して、侵入しなければならず、例年3月末に泉佐野警察署交通課交通規制係に通行許可を申請していますが、2024年度当初に許可をいただく際、例年の許可申請台数22台は多すぎるとのことで、2025年度から許可台数を10台に削減されたことにより、教職員の駐車場が不足するため、通行規制区域外の場所である申請地の借用を求めるものです。

地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。

駐車場には普通自動車、軽自動車合わせて24台を置く予定です。

番号2

物件の表示 泉佐野市長滝●●●●－● 地目 は田、現況 田 1筆です。
転用面積は 1,036㎡です。申請人は泉佐野市長滝●●●番地 ●● ●
議案書番号2の位置については 別紙議案資料15.16ページをあわせてご覧ください。

転用目的は露天駐車場です。農地区分は〔農地法施行規則第44条第2号〕の規定によりまして、道路、鉄道、河川等、恒久的な施設に区画された区域の面積に占める宅地面積が40%を超えることから第3種農地と判断されます。

申請地は、JR長滝駅から南南東300mにあります。申請人は、ハイヤーとレンタカー事業において、成田空港、羽田空港、福岡空港、新千歳空港において事業を展開している●●株式会社からの要望を受け、露天駐車場を整備するものです。

●●株式会社からの要望とは、関西国際空港に到着するインバウンドを対象に事業展開することになり、当該事業で使用する車両の駐車場として使用するものです。

大阪府から開発に該当しない旨の証明書が交付されております。地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。駐車場には、普通自動車46台を置く予定です。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、大阪府農業会議に諮問することに決定いたします。続いて、日程第 6 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請(賃借権設定)について 事務局より説明をお願いします。

事務局

第 7 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について、賃借権設定2件につきまして、ご説明させていただきます。

番号1

物件の表示 泉佐野市長滝●●●-● 地目 田 現況 田 1筆です。
転用面積は 1,321㎡です。

被設定人は和歌山県和歌山市太田●●●番地の● 有限会社●●●● 代表取締役●●●●
設定人は泉佐野市長滝●●●●番地 ●● ●● です。

賃借権の設定を行います。議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料17.18ページをあわせてご覧ください。

転用目的は露天資材置場です。農地区分は〔農地法施行規則第 43 条第 1 号〕の規定によりまして、水管及びガス管が埋設されている幅員四メートル以上の道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500m以内に教育施設である市立長南中学校、公共施設である市立長南公民館があることから第3種農地と判断されます。申請地は、JR長滝駅から西北西600mにあります。

被設定人は、建設業を営む法人で、事業拡大に伴い、現在の資材置場が手狭になったため、申請地を借り受け、露天資材置場を整備するものです。

大阪府から開発に該当しない旨の証明書が交付されております。
地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。

番号2

物件の表示 泉佐野市日根野●●●●－● 、地目 田 現況 田 1筆です。
転用面積は 763㎡です。

被設定人は泉佐野市日根野●●●●番地 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
設定人は泉佐野市日根野●●●●番地 ●● ●●です。

賃借権の設定を行います。

議案書番号2の位置については 別紙議案資料19.20ページをあわせてご覧願います。

転用目的は露天駐車場です。

農地区分は〔農地法施行規則第4条の2〕の規定によりまして各市町村の農用地利用計画で指定された用途であることから農用地と判断されます。

申請地は、JR日根野駅から北500mにあります。被設定人は、青果物の売買及び委託販売並びにその集配業務を行う法人で、事業拡大に伴い、駐車場が不足するため、申請地を借り受け、露天駐車場を整備するものです。

大阪府から開発に該当しない旨の証明書が交付されております。地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。駐車場には普通自動車17台、軽自動車5台を置く予定です。

しかし、この申請については、当初申請を受けた時点では、許可ができるものとして事務手続きを進めていました。理由として、農地法的には、農業用施設用地に農業施設を設置するため、農地法第5条第2項のただし書きにより、許可の見込みがあると考えたためです。このことから、農業委員会が許可相当とした場合、農業会議の審議会を受けるため、大阪府農業会議に事前説明したところ、許可ができるか大阪府に問い合わせる旨のことになりました。大阪府も国に問い合わせをし、その結果、近畿農政局から「許可不适当」との回答を得ております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

では、まず、議案第7号 番号1について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、番号1について、大阪府農業会議に諮問することに決定いたします。

続いて、番号2について、審議いたします。ご質疑並びにご意見はございませんか。

議 長

それでは、事務局より補足の説明をお願い致します。

事務局

今、説明があったように、当初は、農業施設用地ということで、農振法の中で、原則、農用地内での転用はできません。しかし、農業用施設を建てるということで、市の農林水産課が農用地から農業用施設に用途替えをすれば、そこには農業用施設を建てるのが可能となります。

それに基づいて駐車場をするということでしたが、農業用施設は、農振法の中で、一定の条件がありまして、その施設というのは、耕作・生産のためであれば認められます。農家が、倉庫や選果場を作るのであれば認められ、それに伴う駐車場についても認められます。しかし、今回の申請には、駐車場の横にある施設に選果場・貯蔵施設がありますが、あくまで事業者用であり、耕作者用ではないということで、それが1つの問題であったため、大阪府に確認を行った次第です。

大阪府も、非常に難しい問題であるということで、近畿農政局に問い合わせしたところ、やはり生産者でないと許可できないという回答がありましたので、それに基づき、事務局も、一旦受付をして、相手側に、許可の見込みが薄い話をして、取り下げをお願いしましたが、農林水産課も関係する案件であったため、審議をして欲しいという要望も強くございました。

ということで、今回、審議には上げましたが、不許可案件ということでご審議いただいた次第です。我々も事前に情報をきっちり仕入れて、窓口で、相手に説明を行えばよかったものの、こういう形で審議になりましたので、よろしくお願いいたします。

議 長

何かご意見ございませんか。

射手矢委員

この農業委員会の審議で、大阪府農業会議に諮問するかを諮ることはこれまでありましたか。

議 長

大阪府農業会議の常設審議委員会まで上がった場合、ここで許可になっても、審議会で不許可になることもあります。ここから不許可で常設審議会に上げていくのもどうかと思います。

射手矢委員

ここでこの議案を大阪府農業会議にあげるかどうかを多数決で決定するということはこれまでありましたか。

議 長

今まではありませんでした。大阪府農業会議を通じて、近畿農政局から許可不适当ということで回答されています。法的にも、駄目ということですが、農業会議からは、不許可で上げてくれて

もかまいませんとは言われています。その時はまた、常設審議委員会にも説明はしにくいように思います。

事務局

今まで、許可の判断については、それが本当に正しいかどうかを法律や条件・環境などを鑑みて、会長や農業委員の方と協議して、用心かつ慎重に判断してきました。今回についても、事務局でも許可できるかどうか疑問もあり、大阪府農業会議や大阪府にも確認をし、判断をゆだね、結果、国から法律的にだめですという回答をいただきました。今までも、大阪府農業会議に意見を聞くのは法的に認められています。国からも今回意見を聞きましたが、よりたくさんの関係機関から意見聴取をして、より確かな判断をしたいというのは、事務局として考えています。

事務局もいろいろな経験や知見を持った機関や人から意見を聞いて、事務局の判断が正しいかどうかを再確認していきたいと考えていますので、ご理解いただければと存じます。

射手矢委員

なぜ、こういう発言をしているかという、こういう議案が大阪府農業会議に諮問されて、万が一、通ってしまうようなことがあれば、また、こういうケースが出てくると思います。大阪府農業会議で諮って、1つ認められてしまえば、生産者でない方のケースがどんどん出てきて、認められてしまうのではないかを心配しています。

議長

そしたら不許可相当ということで大阪府農業会議にあげて、農業会議の常設審議委員会で審議していただくということで宜しいでしょうか。異議はございませんか。

(なしの声あり)

それでは、そのようにすすめます。それでは、続いて、日程第 7 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請(使用貸借権設定)について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第 8 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について、使用貸借権設定1件につきまして、ご説明させていただきます。

番号1

物件の表示 泉佐野市上之郷●●●●●―●、地目 登記:田、現況:田 1筆です
転用面積は 227㎡です。

被設定人は泉佐野市上之郷●●●●番地 ●● ●●
設定人は泉佐野市上之郷●●●●番地 ●● ●● です。
使用貸借権の設定を行います。

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料21.22ページをあわせてご覧願います。

転用目的は農家住宅です。農地区分は〔農地法施行規則第 44 条第 1 号〕の規定によりまして、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地と判断されます。

申請地は、JR長湊駅から南南西800mにあります。被設定人は、父が所有する農地に、子どもの成長により住居が手狭となったため農家住宅を建築するものです。

大阪府から開発に該当しない旨の証明が交付されております。地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

南河 委員

農家住宅とは何でしょうか。

議 長

事務局、説明願います。

事務局

農家の後継者の住宅になります。農家が住宅を建てる場合、調整区域には住宅を建てることは、都市計画法で許可が認められていませんが、調整区域で住宅を建てられるのは、農家やその跡取りになります。その要件として、1000 平米以上の耕作面積が必要となります。農振区域については、農家住宅、住宅と分類しています。一応同じ建物ですが、農家が建てる住宅を農家住宅という言い方をしています。

南河 委員

過去に、いろいろ、自分の土地に家を建てて、住宅というのは多いと思いますが、その時だけ都合よく農家住宅という言い方をしているのでしょうか。

事務局

許可申請時には農家住宅と書くようにしています。そして、もう 1 つ、分家住宅として建てることもあります。もともと調整区域に家があって、一旦外に出て、また戻ってきたり、そこで結婚して、家が手狭になって、建てる形で、調整区域で建てられる条件が 2 種類あります。大阪府の都市計画に審査してもらうのですが、農家住宅については、開発許可が不要です。農業用倉庫などの農業用施設と、農家の跡取りの住宅については、開発許可が不要です。先ほどお話しした分家住宅は、都市計画法の許可が必要になります。同じ住宅でも、開発許可の不要の住宅について、また農家の住宅については、そのように呼んでいますので、そちらを採用しています。

議 長

他に何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、大阪府農業会議に諮問することに決定いたします。続いて、日程第 8 議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について を議題といたします。では、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について説明させていただきます。

泉佐野税務署長から確認依頼のあった次の者の特例農地等の利用状況について、調査確認書を提出してよろしいか。

まず、特例農地等とは、相続税の納税猶予の対象となっている農地のことをいいます。注釈の

とおり、今回の特例農地については、すべて市街化調整区域で平成21年12月14日までの相続で租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、当該相続税の申告期限の翌日から20年間、農業経営を継続した場合に、納税猶予されていた相続税が免除されます。また、現在の制度は市街化区域、市街化調整区域を問わず、終身営農すれば免除となります。

今回は、平成17年に相続税の申告をした方の相続税の納税猶予期間が満了することから、納税猶予税額の免除にあたり、相続人が特例農地において20年間農地として適正に管理され、農業経営が行われたかの最終確認であり、その利用状況について、泉佐野税務署より4件の照会並びに確認書の提出を求められたものです。農業委員会が利用状況の調査を行い、この定例会で審議した後、泉佐野税務署に回答・報告いたします。

番号 1

所在:上瓦屋、地目はすべて田です、地番:●●●番●、●●●番●、面積は 2,244.58 m²、255.8 m²、

相続人住所は上瓦屋●●●番地、相続人氏名は●●●●、相続年月日は平成17年3月12日です。農地の状態ですが、現在、それぞれ均し中です。議案資料は23Pから28Pまで位置図がございますので、ご確認ください。

番号 2.

所在は日根野、地番:●●●●番●、地目:田、面積は1,044 m²、地番:●●●●番 地目:田 面積は1,622 m²、地番は●●●●番● 地目:田 面積は1,150 m²、

相続人住所は日根野●●●●番地、相続人の氏名は●● ●●、相続年月日は平成17年12月25日です。農地の状態は、現在、均し中、野菜を耕作中です。

番号 3.

所在:上之郷、それぞれ地番は●●●●番、地目:田、面積:1,611 m²、地番●●●●番 地目:田 面積1,000 m²、地番:●●●●番 地目:田 面積:1,057 m²、になります。

相続人住所は上之郷●●●●番地、相続人氏名は●● ●●、相続年月日は平成17年10月14日です。農地の状態ですが、現在、均し中です。

番号 4 については、●委員本人に関係する案件ですが、本日欠席ですので、このまま審議を進めたいと思います。

番号 4.

所在:上之郷、それぞれ地番は ●●●●番、地目:畑 面積:612 m²、地番●●●●番 地目:田 面積1,176 m²、地番:●●●●番 地目:畑 面積:427 m²、地番:●●●●番 地目:田 面積:3873 m²、地番:●●●●番● 地目:田 面積:1606 m²、地番:●●●●番 地

目:田 面積:2041 m²、所在:長滝 地番:●●●●番 地目:田 面積:892 m² になります。

相続人住所は上之郷●●●●番地、相続人氏名は● ●●、相続年月日は平成17年7月8日です。農地の状態ですが、現在、均し中です。

以上4件については、令和7年5月16日に、事務局が現地調査を行い、その後、各地元の川野委員、大和屋委員、重里委員、射手矢委員に聞き取りを行い、「問題ない」との回答をいただいております。すべての対象農地が適正に管理されています。

以上のことから、農地の利用状況の確認について、適切に利用されている旨を泉佐野税務署へ回答することが相当と判断いたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

それでは、ただいまの件について、何かご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、適当と認め、泉佐野税務署へ回答することに決定いたします。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもって、7月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人 令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日